

建設業法施行令の一部を改正する政令による各基準金額等の引き上げについて、令和5年1月1日より以下のとおり施行されますのでお知らせします。

【金額要件の見直し関連】建設業法施行令一部改正概要

※詳細については国土交通省ホームページをご確認ください

近年の工事費の上昇を踏まえ、金額要件を見直し ※ () 内は建築一式工事の場合

	現行	改正後
特定建設業の許可・監理技術者の配置・施工体制 台帳の作成を要する下請代金額の下限	4,000 万円	4,500 万円
	(6,000 万円)	(7,000 万円)
主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代 金額の下限	3,500 万円	4,000 万円
	(7,000 万円)	(8,000 万円)
特定専門工事の下請代金額の上限	3,500 万円	4,000 万円

施行日：令和5年1月1日（金額要件の見直し関係）